旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表に係る公告

旅行業法第17条第２項及び旅行業者営業保証金規則第４条第１項の規定により次のように公告します。

平成24年５月21日　北海道知事　高橋はるみ

１．権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　株式会社コモリ観光　北海道旭川市東光11条４丁目２番１号

２．前号の旅行業者の登録番号　北海道知事登録旅行業第３―231号（平成23年１月31日登録抹消）

３．第１号の旅行業者の営業保証金の権利実行のための配当表

弁済限度額　3,000,000円

権利の実行の申出の内容

申出者	旅行者であるか否か	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
佐藤　光司	ある	600,000円	600,000円	24,570円	575,430円	
片原陸奥子	ある	704,000円	704,000円	28,828円	675,172円	
北海道会計管理者					53,398円	

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続きに要した費用（上表の各手数料の合計）については北海道会計管理者に支払うこととする。

平成二十四年五月二十一日

福島県田村市船引町芦沢字梅ケ咲一七七番地二　福島部品株式会社

代表清算人　柴田　勝司

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

茨城県北茨城市中郷町足洗三八〇番地四　有限会社エネック

清算人　越後　開

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　一般社団法人ケーダブリュー・ファースト

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、平成二十四年五月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

東京都稲城市押立一六九三―三六　有限会社熊谷工務店

清算人　牧野　公

解散公告

当社は、平成二十四年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

東京都豊島区東池袋二丁目二二番一号　株式会社グローブスピリット

代表清算人　林　秀樹

解散公告

当社は、平成二十四年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号　日清ファンド有限会社

清算人　須貝　信

解散公告

当社は、平成二十四年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

東京都文京区湯島三丁目三六番１号　株式会社ピジョン商会

代表清算人　大森　義久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

東京都千代田区一番町二九番地一　ドイツテレコム株式会社

代表清算人　トーマス・ウィッティ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成24年５月21日

横浜市都筑区池辺町一〇三一―三番地　株式会社ユタック

代表清算人　田中　豊

解散公告

当社は、平成二十四年五月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

神奈川県綾瀬市吉岡東三丁目六番一号　株式会社沙羅

代表清算人　山住　哲一

解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

神奈川県横浜市港北区綱島東五丁目四番一九号　株式会社ＺＥＲＯ

代表清算人　山中　優樹

解散公告

当社は、平成二十四年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

札幌市西区西野五条二丁目一一番八号　有限会社花月

清算人　桜井　正人

解散公告

当社は、平成二十四年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

北海道河西郡中札内村栄東二線二六〇番地　有限会社みつば商事

清算人　島田　浩幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

会社その他の公告